

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進



- ▶ 激甚化・頻発化する水災害・土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から流域治水施策を推進する

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 国土強靱化のための治水砂防予算の確保
- 緊急自然災害防止対策事業債および緊急浚渫推進事業債の期間延長（地方債制度）

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川（鹿跳溪谷）改修）などの推進
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(3) ダム水源地域の地域整備の推進

- 丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与
- 大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

(4) 土砂災害防止法に基づく基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 国土強靱化については、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を令和6年内の早期に策定することが必要。
- 国の補助に加え、県単独事業費による治水事業の拡大も図るため緊急自然災害防止対策事業債の期間延長が必要。
- 激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出も多く、今後も継続的な浚渫・伐木等の対策が必要なことから緊急浚渫推進事業債の期間延長が必要。

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム建設、瀬田川（鹿跳溪谷）などの事業推進が必要。
- 洪水により上昇した琵琶湖の水位を速やかに低減させるため、放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

(3) ダム水源地域の地域整備の推進

- 丹生ダム中止に伴う追加的事業を令和8年度までに完了させるため、災害復旧工事と併せた効率的な施工に向け、継続的な支援が必要。また、余呉地域振興への予算・体制など責任ある関与も必要。
- 大戸川ダム水源地域整備の推進に向けた関係者調整に対する支援が必要。

(4) 土砂災害防止法に基づく基礎調査への支援拡大

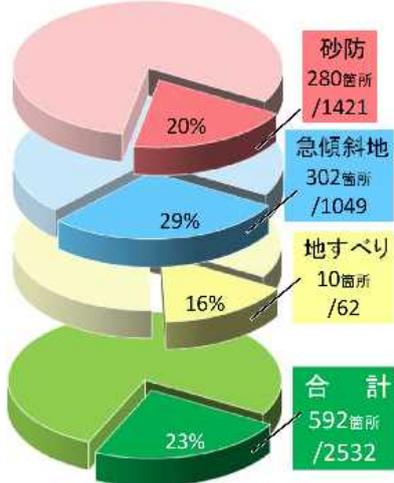
- 概ね5年に一度の実施が必要な基礎調査について、継続的な事業費確保が課題であり、地方財政措置や補助率の嵩上げ等の更なる財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の計画的な実施

○国土強靱化のための治水砂防予算の確保

- ・ 10年に1度の降雨により市街地が氾濫する河川や天井川が多数存在
- ・ 砂防等施設の整備は未だ対象箇所¹の1/4程度



砂防等施設の整備状況
(R5年度末)

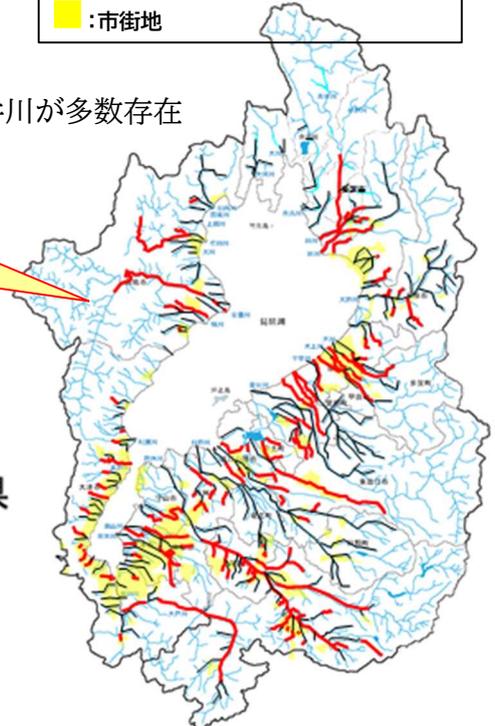
10年に1度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が120河川存在。

天井川が全国最多の81河川。



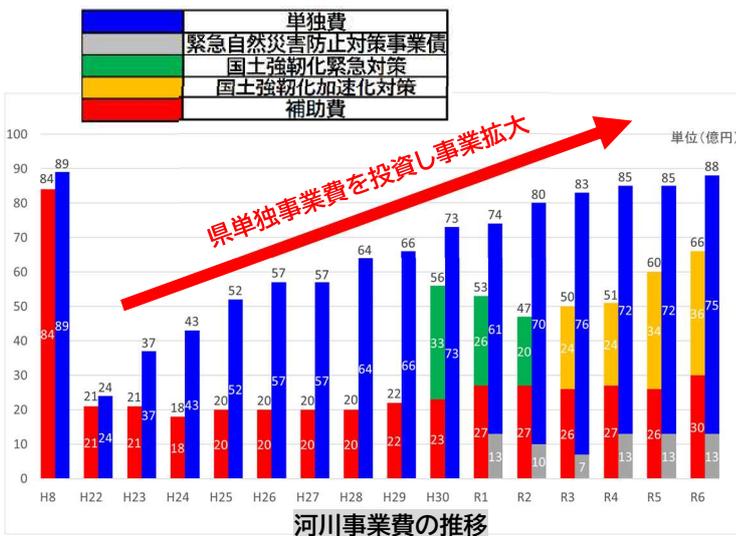
天井川の数
(都道府県別)

— : 1/10の洪水に対応できている河川
 — : 1/10の洪水に対応できていない河川
 ■ : 市街地



河川の整備状況

- ・ 県においても単独事業費を大幅に増やし、滋賀県河川整備5か年プランに基づき計画的に治水事業の拡大を図っているところ
- ・ 砂防事業は、避難場所や重要交通網等の保全に重点化を図り、計画的に実施
- ・ 住民のいのちと暮らしを守るため、残る期間の確実な予算措置、加速化対策後も必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要



河川事業費の推移



○緊急自然災害防止対策事業債の期間延長(地方債制度)

- ・ 防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による治水事業の拡大も図るため緊急自然災害防止対策事業債(令和7年度まで)の期間延長が必要

担当：土木交通部流域政策局
 河川・港湾室
 TEL 077-528-4157
 砂防室
 TEL 077-528-4193

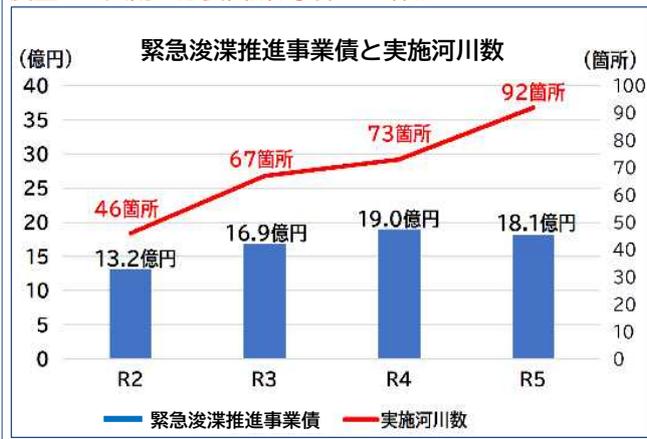
(本県の取組状況と課題)

○緊急浚渫推進事業債の期間延長(地方債制度)

- ・緊急浚渫推進事業債を活用し、計画的に浚渫や樹木等の伐採を進めたことで、ピーク水位が抑制される等、治水安全度が目に見えて向上し、地域から感謝の声をいただいている
- ・対策が必要な箇所は年々増加しており、計画的に浚渫や伐木等の維持管理を行うためにも、緊急浚渫推進事業債(令和6年度まで)の期間延長が必要

【本県の取組状況】

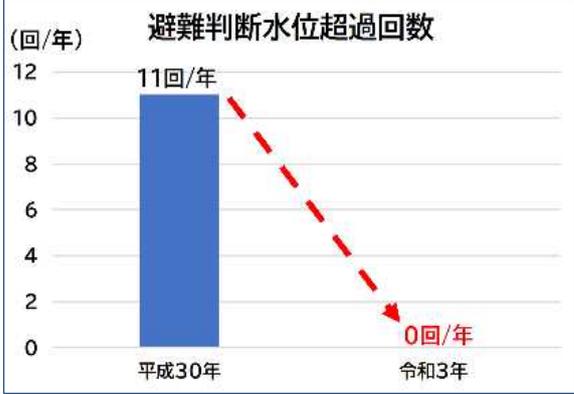
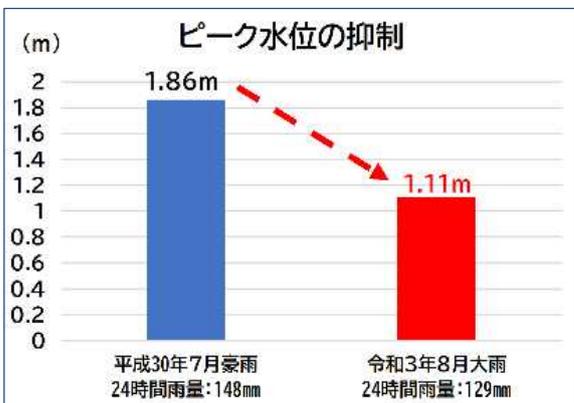
度重なる大雨⇒必要箇所、予算とも増加



【緊急浚渫推進事業債による事業効果】

天野川(米原市)における浚渫実施前後の比較

- ・同程度の豪雨におけるピーク水位の抑制 (1.86→1.11m)
- ・年間の避難判断水位の超過回数の低減 (11→0回/年)



柳川(大津市)



R3.8 豪雨により埋そく

後谷川砂防堰堤(長浜市)



R4.8 大雨により土石流発生
捕捉した約1,500m³の土砂、流木を除去

百瀬川(高島市)



維持管理計画に基づき、
順次堆積土砂を撤去

担当：土木交通部 流域政策局
河川・港湾室
TEL 077-528-4157
砂防室
TEL 077-528-4193

(本県の取組状況と課題)

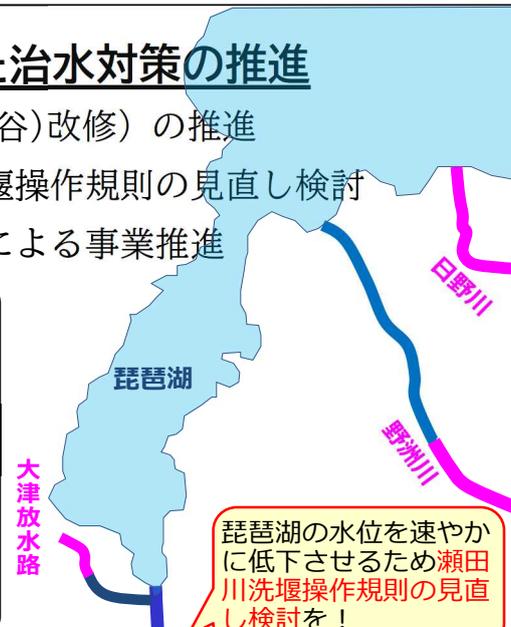
(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

現状

琵琶湖沿岸では、洪水時の水位上昇により宅地や農地の浸水被害が発生

平成 30 年 西日本豪雨：最高水位：BSL+77cm



琵琶湖の水位を速やかに低下させるため瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を！

対策

後期放流対策の2事業（天ヶ瀬ダム、宇治川）および瀬田川(関津地区)改修が完成し、事業効果の更なる発現に向け、大戸川ダム本体工事と瀬田川(鹿跳溪谷)改修の早期着手が必要

瀬田川(関津地区)改修 (令和3年度完了)

瀬田川(鹿跳溪谷)改修



大戸川ダム

宇治川(塔の島)改修 (平成30年度完了)

天ヶ瀬ダム再開発 (令和4年度完了)



瀬田川(鹿跳溪谷)



大津信楽線 新名神 約26m 栗東信楽線

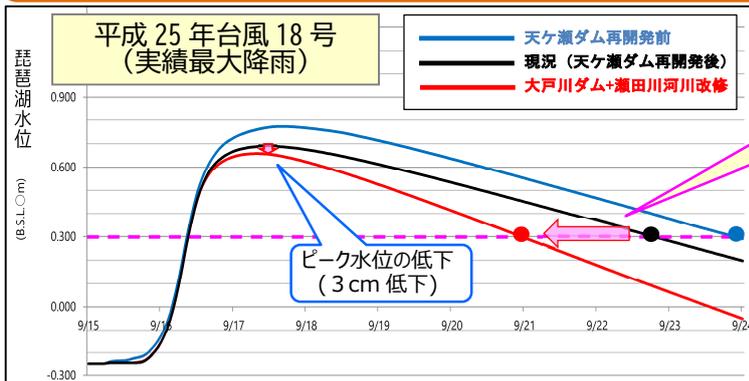
- ・環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査等を実施の上、本体工事の早期着手を！
- ・付替県道大津信楽線との高低差解消のため県道栗東信楽線の早期着手を！



瀬田川(鹿跳溪谷)改修 自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で、改修工事の早期着手を！

予想される効果

大戸川ダムの建設や瀬田川の改修、瀬田川洗堰操作規則の見直しにより、琵琶湖の水位をより速やかに低下させ、湖岸部の浸水被害を軽減！



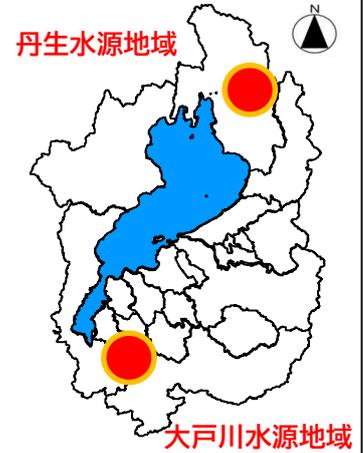
担当：土木交通部 流域政策局
 広域河川政策室
 TEL 077-528-4274
 水源地域対策室
 TEL 077-528-4171

(本県の取組状況と課題)

(3)ダム水源地域の地域整備の推進

○丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与

- ・令和8年度までに追加的事業である県道中河内木之本線の整備を完了させるためには、令和4年8月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工に向け、継続的な支援が必要
- ・県が引き受けたダム事業予定地にある人工林は、豪雨発生時に流出の恐れがあるため、伐採等の措置が必要



・本県では、令和5年度に国・県・市・水資源機構で取りまとめた「余呉地域振興の全体像(案)」を実現するため、県独自の「余呉地域振興事業交付金」を本年度創設し、支援を継続する。国においても余呉地域振興の実現に向けた確実な予算措置と、追加的

余呉地域振興の全体像(案)



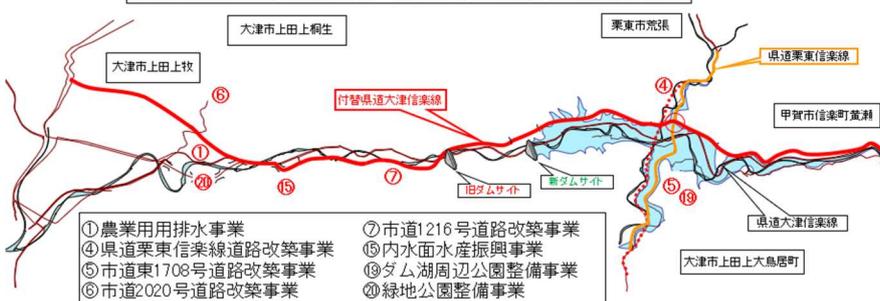
事業完了後も国の責任ある関与が必要

・ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要

○大戸川ダムにおける水源地域整備への支援

・ダム計画の変更により必要となった水源地域整備計画の見直しのための地元調整に向けた支援が必要

大戸川ダム水源地域整備計画 (継続・凍結分)



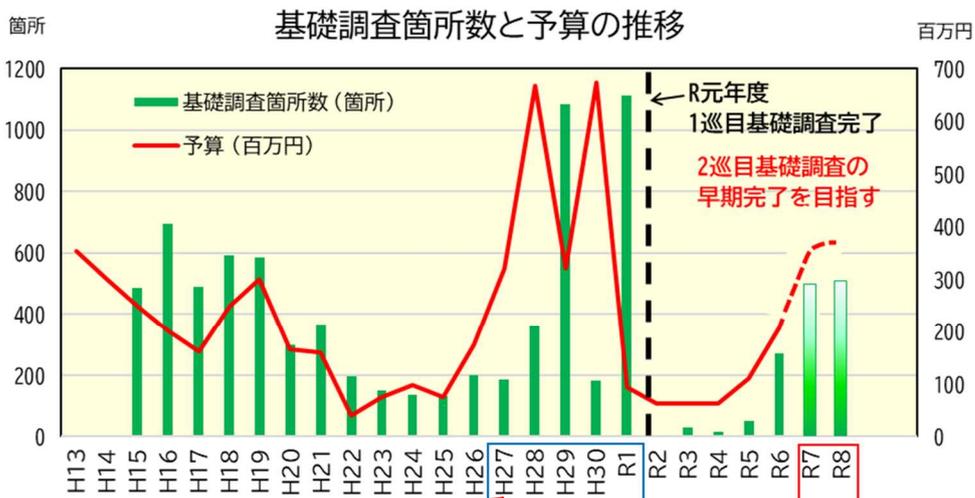
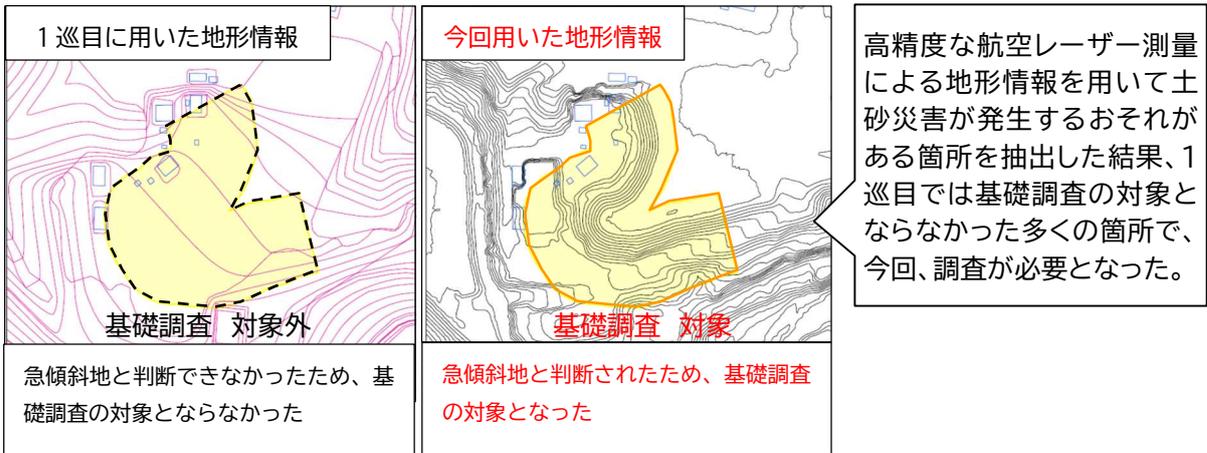
担当
土木交通部 流域政策局
水源地域対策室
TEL 077-528-4171

(本県の取組状況と課題)

(4) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

○継続的に実施することが必要な基礎調査事業に対する財政支援の拡大

- ・土砂災害防止法により概ね5年に一度、基礎調査の実施が必要
- ・今回の調査では、変更された指針に基づき高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出するものとされていることから、基礎調査の必要箇所が大幅に増加し、継続的な予算確保が課題
- ・新たに抽出した箇所の基礎調査を早期に進めるために、地方財政措置や補助率の嵩上げ等の更なる財政的支援が必要



平成 27 年度～令和元年度
の5年間は、交付税が加算

地方財政措置や
補助率の嵩上げ
が必要

「流域政策局」に「砂防課」を編入！（令和6年度）
河川事業を所管する流域政策局に砂防課を編入し、河川と砂防が一体となって流域治水「砂防」を推進していく

担当：土木交通部
流域政策局 砂防室
TEL 077-528-4192